

霧島市内における確認申請の審査区分等について

R7.4 霧島市建築指導課

本市は平成19年4月1日から限定特定行政庁として、建築主事又は建築副主事を設置しています。確認申請の審査区分等は以下のとおりです。

●建築物

区分	規模等	適用区域	工事種別※1	所管行政庁		審査期間等
				霧島市	鹿児島県※2	
1号建築物	特殊建築物 当該用途の 床面積＞200㎡	都市計画区域 内・外	新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替 用途変更	—	すべて 鹿児島県	35日 審査省略 無
2号建築物	木造・非木造建築物 階数≧2 又は 延べ面積＞200㎡		新築 増築 改築 移転 大規模修繕・模様替	木造建築物で※3 階数≦2 かつ 延べ面積≦300㎡ かつ 高さ≦16m	左記以外	
3号建築物	上記以外 階数＝1 かつ 延べ面積≦200㎡	都市計画区域 内 又は 都市計画区域 外 で 土砂災害特別警戒区域 内	新築 増築 改築 移転	すべて※3 霧島市	—	7日 審査省略 有

※1 床面積10㎡以内の増築、改築、移転は確認申請不要

※2 始良・伊佐地域振興局 土木建築課 建築係（TEL：0995-63-8371（直通））

※3 法律、県条例等の規定により鹿児島県知事の許可を必要とする建築確認申請は鹿児島県で審査

●工作物

種別	適用区域	所管行政庁		審査期間
		霧島市	鹿児島県	
煙突	都市計画区域 内・外	高さ6mを超え10m以下※4	左記以外	7日
広告塔、広告板等		高さ4mを超え10m以下※4		
擁壁		高さ2mを超え3m以下※4		

※4 鹿児島県が所管となる建築物の敷地に築造する工作物の場合は鹿児島県で審査

●その他（主な申請等）

種別	所管行政庁	
	霧島市	鹿児島県
建築基準法第43条第2項第1号認定申請	すべて霧島市	—
建築基準法第43条第2項第2号許可申請	—	すべて鹿児島県
道路位置指定申請	すべて霧島市	—
長期優良住宅認定申請※5	霧島市が所管する 2号建築物 または 3号建築物	左記以外
低炭素建築物新築等計画認定申請※5		
建築物エネルギー消費性能向上認定申請※5		
建設リサイクル法の届出		
浄化槽工事完了報告書の届出		

※5 鹿児島県が所管となる建築物の場合は鹿児島県で審査

【問合せ先】

霧島市役所 建築指導課 建築審査グループ
TEL：0995-45-5111（内線2842・2843）
E-mail：shido@city-kirishima.jp